

# 一、老人福祉手当の拡充と老人福祉対策の充実 を図るために

急速に進む高齢社会に対応するため、更なる高齢者総合福祉施設（特別養護老人施設、老人保健施設などの複合施設）を整備すること。

二 居宅介護支援センターの充実と通所リハビリセンター事業の確立ならびにグループホーム（認知症対応型共同生活介護事業）の増設。

三 介護保険制度のサービスの全般的質的向上を図る。

（保険料の減免措置事業を早期に実現）

四

総合福祉電算ネットワークシステム（仮称）の早期構築。

（福祉カードの実用化）

五

脳ドック検診の補助金の増額。（二万五千円を三万円に）

六

介護用器具・用品の購入助成金制度の創設。

七

PET検診に対する補助額を一万円から三万円に増額。

八

社会福祉士、介護福祉士の養成確保と作業・理学療法士の充実。

九

老人アパートの早期増改築の実施。（錦町地区）

十

高齢者世帯に対する家賃補助制度の補助額を家賃月額一万円から三万円未満には八千円、三万円から六万円以下には一万一千円を支給すること。

十一 老人入浴制度及び理美容制度の一体化を図る。

十二 紙おむつ支給事業の支給対象の拡大。（施設入所者にも）

十三 賃貸住宅情報を仲介する「高齢者住み替え情報支援事業」の実施。

十四 六十五歳以上の方に對して、「肺炎球菌」の予防接種に対する補助金の実施。

十五 介護保険料負担軽減のためのポイントシステム導入と介護ボランティアの普及。

## 二、親と子の暮らしと健康を守るために

- 一 福祉資金の「貸し付け限度額」十万円を十五万円に増額する。
- 二 小・中学校の児童・生徒の防犯対策の強化を図る。  
(校内防犯設備の充実、誘拐時の位置情報探索端末機の購入補助)
- 三 少子化時代における、妊娠中の母子保護対策を強化するため、妊産婦健康診査を全額無料とする。
- 四 子宮頸がんワクチン接種費の早期助成実施。(対象年齢は、12歳～16歳)
- 五 子育て支援センターの増設。(保育園内に)

六

国民健康保険加入者の助産費の無料化。

七

留守家庭児童指導室の充実・拡大。

八

少子化社会に思いやりのある若者定住助成金・結婚祝い金の創設を図る。

九

家庭保育室委託料の増額を図る。(0歳児一人三万円を三万一千円に増額すること)

十

乳児保育・保育時間の拡大(土曜日、午後の保育を全園で実施する)など、保育内容の充実を図るとともに、一時保育の期間の延長を図る。

十一

父子家庭に対する支援の強化。

十二 小児用肺炎球菌ワクチンとヒブワクチンの予防接種に際して、補助金の実施。

十三 子宮頸がん・乳がん検診の無料受診の継続延長。

### 三、心身障害者（児）等の恵まれない人たちの 人権と生活を守るために

一 障害者の雇用率の引き上げと、重度障害者の雇用の場の確保。

二 心身障害者（児）無料診断と生活指導を実施し、また医療費は、全額無料とし、助成対策を拡大する。

三

在宅心身障害者（児）に対し、教材費及び訓練教材を市で負担する。

四

知的障害・肢体不自由・聾啞者（児）・盲人の活動を助けるため、デイケアセンターの拡充。

五

在宅障害者（児）に対する家庭奉仕活動の強化と訪問教育制度の実施。

六

重度身体障害者などの居宅改善等整備補助の拡充。

七

精神障害者生活支援センターの拡充。

八

地域活動支援センターの機能強化事業の推進。

## 四、医療対策を確立し安心できる医療体制づくりを進めるために

- 一 市立病院内に歯科の新設。
- 二 市立病院に療養型病床の導入を図る。
- 三 第二次救急医療病院としての市立病院の充実を図る。
- 四 広域医療体制の充実。（第三次救急医療機関との連携）
- 五 市立病院内に医療相談室の設置を図る。
- 六 市立病院の職員研修の強化。

七

難病患者に対する医療費の補助を図る。

八

市立病院の診療時間の改善を図る。(午後診療の完全実施)

九

保健・医療・福祉の連携体制の整備・充実を図る。

十

緊急医療体制における救急救命士の人員の拡充。

十一

介助ボランティアの育成及びノーマライゼイション教育の推進。

## 五、教育文化の振興を図るために

一

一学級三十五人定員の完全実施を図る。

二

小・中学校における、いじめ予防対策・体制の確立を早期に図る。

三

学校図書室に専属司書の配置の完全実施。

四

各学校の環境整備の充実。（樹木の整備・空調設備・校庭の芝生化）

五

小・中学校における「職業教育」「福祉教育」「保健教育」「交通安全教育」「消費者教育」「ボランティア教育」の推進を図る。

六

特色ある学校づくり事業委託料の増額を図る。

七

学校長の民間登用並びに民間講師の派遣事業の推進。

八

自己評価制度の導入を図る。（教職員を対象に）

九

幼児教育の保護者負担を軽減するため、私立幼稚園児補助金を年額二万八千円を三万円に増額する。

十

各小学校体育館の早期補修整備、及びプールの早期改築。

十一

私立幼稚園の入園資金貸付、現行十万円を十五万円に増額。

十二

入学金の値上がりにより、高校五十万円を七十万円に、大学九十万円を一百二十万円に増額。

十三

市立図書館を地域情報発信センター化の促進と、それに伴うシステムの拡充。

十四

子ども会育成連合会への補助金の増額を図る。

(一人百五十円を二百円に増額)

十五

生涯学習センター・生涯学習推進会議の早期設置及び開催。

十六

多様な子育て支援のため、幼稚園と保育園の一体化を図る。

十七

代用教師の待遇改善。(県水準に引き上げる)

十八

国際化時代における英語教育の充実を更に図るため、「外国人英語指導

助手」の増員。(小学校)

十九

学校の文化部活動活性化事業の強力なる推進。

(部活動に芸術家を派遣する事業)

## 六、住みよい生活環境をつくるために

- 一 子どもが水遊びできる親水性公園を錦町一丁目市営赤田住宅もしくは近隣に早期設置を図る。
- 二 区画整理事業（錦町・中央第一）の早期の促進。
- 三 北町・塚越地域における雨水・排水対策を早期に推進すること。
- 四 個人住宅の建設を促進するため、勤労者住宅資金貸付制度を大幅に改善し、貸付額の増額を図る。（有担保貸付け額一千万円を二千万円、無担保五百万元を一千万円に増額）

五

錦町富士見線・錦町イトーヨーカ堂前における交通安全対策（信号機等の設置）を図る。

六

富士見グラウンド脇の郷南公園の整備・充実。

七

各町会に町会会館の設置及び補修助成。

八

町会会館を葬祭場として利用できるよう指導・助言。

九

道路整備の推進。（歩道の拡幅で歩行者並びに自転車専用道路の設置）  
（狭隘道路の電柱の移設）

- 十 市役所通りの交通緩和と道路拡幅の早期実現。
- 十一 西口再開発事業の無理のない事業執行を図る。
- 十二 各公園の段差解消と時計台の設置を図る。
- 十三 ゴミの訪問回収の早期実施。（独り暮らし・障害者のみ世帯）
- 十四 土木費の環境整備委託料の増額。（道路橋りょう費・公園費）
- 十五 ヒートアイランド対策として緑化事業の充実を図る。
- 十六 市民公園内に防犯ステーションの設置と照明の見直しを図る。
- 十七 市民体育館の駐車場の整備・拡充。

十八

より良い住宅環境を守るために『まちづくり指導要綱』の規制強化。

十九

新型インフルエンザ対策費の完全確保。

二十

新型インフルエン予防ワクチン接種に対する補助金の実施。

二十一

飲食店等におけるカロリー等（栄養分析）の表示の推進を図る。

二十二

太陽光発電設備への補助金制度の実施。

二十三

音の出る信号機の増設。

## 七、中小零細企業の保護育成のために

- 一 ベンチャー企業の育成と起業するための資金調達システムの確立。
- 二 市内の中小企業の事業量を確保するため、特に、公共団体の官公需要を増大させられるよう体制を強化し、分割発注や共同受注制度等を確立し、中小零細企業が受注できる体制を整備するよう指導する。
- 三 市の現行の融資制度の融資枠の拡大を図るとともに、貸付期間、限度額・担保条件の改善を図り、貸付金利の引き下げを行うとともに、緊急貸付融資制度の実施を図る。
- 四 中小企業の振興への基礎情報収集と支援策の充実。

五

中小企業に対する「保証・貸付制度」の窓口対応の充実とさらなる利子補給金制度の延長、更に制度の周知徹底を図る。

## 八、公害・災害から市民を守るために

- 一 ダイオキシン対策の強力な推進と市内実態調査（地質、大気、母乳）の定例化。
- 二 建設事業・住宅施策等、緊密に連携を行い大気浄化のための植樹を強力に推進する。
- 三 災害時における緊急避難場所の整備・拡充と緑化推進を図る。

四 市民に防災備品の配布。（補助制度の導入）

五 長期計画による防災都市づくりの推進。

六 都市美観とともに、防災のうえからも電線の地中化の推進。

七 災害防止のため、埋設物の維持管理を図る。

八 地域防災の整備推進を図るため、危険物（高層ビル内のタンク・看板・  
公衆浴場の煙突・ブロック塀等）の総点検の実施。

九 下水道の普及に伴い既存の柵渠を整備し、清流の文化都市づくりを図  
る。（遊歩道の増設）

十 庁舎内に危機管理センターの創設を図る。（テロ対策を含む）

十一 複合する水道給排水管の整備。

十二 災害時に、児童・高齢者・障害者の掌握と、そのための避難対策の充実。  
(救急医療情報キットの配布)

## 九、その他

一 國際的環境管理システム（ISO一四〇〇一）の早期認証取得。

二 借上げ賃貸住宅などの公共住宅政策の充実。

三　塙越七丁目十七番の公用地に対する早期利用の実施。

四　街頭犯罪防止の強化。（スー。バー防犯灯の設置等）

五　IT革命の進展に伴い、インターネットの活用による「電子市役所」の構築を早期に図る。

六　母子寮跡地の有料駐車場の充実した有効利用。

七　自動車交通公害対策（低公害車導入及び普及）の推進。

八　私道における上下水道管敷設の助成制度の拡充。

九 まちづくりの活性化を目的とした地域通貨「エコマネー」の促進・助成を図る。

十

協働型まちづくりの促進を図るために市民活動支援センターの早期創設。

十一

行財政改革の強力な推進。

十二

新たな自主財源の確保。

十三

市内循環バスを利用する七十五歳以上の方の無料化を図る。

十四

公共施設内のトイレの改修事業の促進。（和式から洋式に）

十五 民間資金等の活用による公共施設等の整備・促進を図る。

(PFI方式導入)

十六 塚越地区における期日前投票所の設置。

十七 大型店舗、倉庫関連会社の路上駐車の取締り及び騒音禁止。

十八 蕨駅東口エレベーターの早期設置。

十九 親子議会の継続開催を図る。

二十 地方分権の推進。（広域行政の推進）

二十一 小学校の統廃合の強力な推進。

一一二 各地域に介護予防センターの早期設置。(福祉施設にヘルストロンの設置)

一一三 総合型地域スポーツクラブの推進

一四四 常設グランド・ゴルフ場の充実及び整理。

一四五 レアメタル(希少金属)の回収・再利用の実施。